

松 戸 市 資 金 運 用 方 針

第1 趣旨

この方針は、資金の確実かつ効率的な運用を図るため、その管理及び運用に係る基本方針等について、地方自治法及び松戸市財務規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 対象資金

この方針の対象となる資金は、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金とする。

第3 基本方針

第一に、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金は、資金全体の安全性の確保に努めなければならない。

第二に、歳計現金及び歳入歳出外現金は支払準備金に支障をきたさないよう、また基金はその目的に支障をきたさないよう流動性の確保に努めなければならない。

第三に、安全性を確保のうえ効率性の追求に努めなければならない。

第4 資金収支計画等の策定

1 歳計現金の資金収支計画及び基金の資金計画の策定

(1) 歳計現金

歳計現金は、松戸市財務規則第17条第3項に規定する資金計画書及び毎月の収支予定表により資金収支計画を策定するものとする。

なお、歳計現金の資金収支計画は、日々の出納状況により見直し、常に最新の状況を把握するものとする。

(2) 基金

各基金の資金計画は、各基金担当課において毎年度策定するものとする。

ただし、各基金の資金予定額に大きな変更が生じた場合又は市場金利等の動向に大きな変化が生じた場合等においては、必要に応じ当該基金の資金計画を見直すものとする。

基金の資金計画策定に当たっては、関係課と調整しなければならない。

第5 資金の管理及び運用

1 資金の管理

(1) 歳計現金及び歳入歳出外現金については、支払準備金であり、原則として指定金融機関の決済用普通預金口座において管理するものとする。

資金に余裕が生じた場合は、元本の安全な金融商品により運用するものと

する。

- (2) 基金については、各基金の資金計画に基づき元本の安全性を確保した上で、効率的な運用を図るものとする。
- (3) 資金不足に備えて調達を実施する場合には、内部資金の繰替運用、一時借入又は保有する債券を活用した低利調達（売現先）のうち、効率的な方法を用いることができるものとする。

2 資金の運用

- (1) 資金運用の対象とする金融商品は、次に掲げる預金又は債券とする。

ア 預金

譲渡性預金・定期預金・通知預金・普通預金・当座預金・決済用普通預金

イ 債券

国債・政府保証債・地方債・財政投融资機関債・地方公共団体金融機構債

- (2) 基金の運用は、各基金の設置目的並びに積立及び処分の計画等を勘案して、1年を超えて行うことができるものとする。
- (3) 債券の取得価格は、原則として額面価格（パー）又は額面価格未満（アンダーパー）とする。ただし、金利水準の変化等により購入の余地がない場合には、額面価格を超える（オーバーパー）債券の取得ができるものとする。
- (4) 収益の分配は、運用に充てた資金の割合で按分し、振り分けるものとする。

3 金融商品保管の原則

満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日まで保有するものとする。ただし、次の場合は運用中の預金の解約又は債券の売却を行うことができるものとする。

- (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 流動性を確保するために必要な場合
- (3) 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、金融商品の入れ替えを行う場合

4 運用先の選定基準

- (1) 松戸市の公金を運用する観点から、原則として市内に本店又は支店を有する金融機関等から運用先を選定するものとする。
- (2) 金融機関等の財務分析により、預金規模、自己資本比率、金融再生法開示債権比率（又はリスク管理債権比率）及び格付等一定の要件を満たすと共に経営内容を総合的に勘案し運用先を選定するものとする。

ただし、それぞれの指標に変化がない場合であっても運用先の財務状況に大きな変化が生じる見込みがあると認められる場合には、随時、運用先を見直すものとする。

※ なお、市の対応による社会的影響力の大きさを考慮し、策定した基準の取扱いや基準に基づく対応を実行する際には、市民の不安を招くことがないように留意するものとする。

第6 預金債権と借入金（地方債等）債務及び保証債務との相殺

運用対象としている金融機関に保険事故（預金保険法第49条第2項に定める保険事故をいう。）が生じた場合には、預金債権と借入金（地方債等）債務及び保証債務との相殺により預金の保護を図るものとする。

第7 預託融資

預託融資制度に伴う各預託金は、原則として決済用普通預金により運用するものとする。

第8 企業会計等との調整

会計管理者と水道事業管理者、病院事業管理局長及び建設部長は、相互の資金管理について常に情報交換を密にし、「第3基本方針」に基づき運用に努めなければならない。

第9 松戸市資金運用委員会

この方針の適用等について協議を必要とする場合は、別に定める松戸市資金運用委員会に諮るものとする。

第10 資金運用方針の見直し

この方針は、松戸市資金運用委員会の意見を聴いた上でその内容を見直すものとする。

第11 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この松戸市資金運用方針は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この松戸市資金運用方針は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この松戸市資金運用方針は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この松戸市資金運用方針は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この松戸市資金運用方針は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この松戸市資金運用方針は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この松戸市資金運用方針は、令和7年3月25日から施行する。